

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 724,043	千円 100,977	千円 132,547	% 18.3	% 19.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	人 17	千円 69,266	千円 10,368	千円 28,907	千円 108,541	千円 6,385

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,610

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
青 森 県	45.6 歳	343,627 円	532,063 円
団 体 平 均	45.1 歳	352,214 円	549,834 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職	青森県一般行政職
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,700 千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,776 千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (再任用職員はいない)	(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.400月分) (1.000月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

青森県公営企業職			青森県一般行政職		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	3,566 千円
	勸奨・定年	0 千円		勸奨・定年	21,798 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (R6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
	%	人	%
平均支給割合	%	—	%

(注) 「国の制度 (支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (R6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	活線近接作業等	0 千円	月額300～600円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)		1,461 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		112 千円
支給実績 (R5年度決算)		1,187 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		99 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している場合に支給されます。 配偶者 行政職給料表7級以下に 相当する職員 3,000円 行政職給料表8級以上に 相当する職員 支給しない 父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 行政職給料表9級以上に 相当する職員 支給しない 子 11,500円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同	—	834 千円	208,500 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 150,000円 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同	—	4,545 千円	349,615 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同	—	1,723 千円	344,580 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居 して単身で生活することとなっ た場合に支給されます。 最高 100,000円	同	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支 給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 19,800円 扶養親族がない場合 世帯主 11,400円 その他 8,200円	同	—	1,057 千円	62,176 円

特勤勤務手当等	へき地など生活の著しく不 便な地にある公署に勤務する 場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養 手当の月額)×支給割合(県 内2~12%)	同	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち、人事委員会規則 で指定するものに支給されま す。 62,300円	同	—	748 千円	747,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職 員が臨時又は緊急の必要そ の他の公務の運営の必要に より週休日又は休日等に勤務 した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同	—	0 千円	0 円
初任給調整手当	医師、専門的知識を必要とし、かつ、 採用による欠員の補充が困難な職に 採用され又は異動した職員に支給さ れます。 最高 309,200円	同	—	0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 35,131,252	千円 △ 2,801,859	千円 12,791,119	% 36.4	% 39.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	人 1,200	千円 5,156,741	千円 1,875,570	千円 1,998,809	千円 9,031,120	千円 7,526

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 8,002

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
青森県（医師）	39.1 歳	539,441 円	1,126,451 円
青森県（看護）	37.7 歳	321,262 円	530,453 円
青森県（医療技術者）	35.6 歳	286,312 円	465,404 円
青森県（事務）	41.8 歳	335,000 円	561,286 円
青森県（技能）	57.3 歳	317,813 円	487,250 円
団体平均(医師)	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
団体平均(看護)	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
団体平均(事務)	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職		青森県一般行政職	
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,621 千円		1人当たり平均支給額（R6年度） 1,776 千円	
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.400月分)	勤勉手当 2.05 月分 (1.000月分)	期末手当 2.50 月分 (1.400月分)	勤勉手当 2.05 月分 (1.000月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

青森県公営企業職			青森県一般行政職		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～95,400円)		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	1,899 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	3,566 千円
	勸奨・定年	18,954 千円		勸奨・定年	21,798 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (R6年度決算)		176,116 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		929,371 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
医師	16 %	204 人	16 %
平均支給割合	16 %	—	16 %

- (注) 「国の制度 (支給割合)」の欄の平均支給割合は、支給対象職員に対し、国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (R6年度決算)		412,670 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		502,949 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		66.5 %		
手当の種類 (手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師、歯科医師	医療	250,371 千円	支給額＝基準額＋加算額 (基準額)32,000～97,000円 (加算額)1,620～23,000円
放射線取扱作業等手当	診療放射線技師、臨床工学技士、看護師	エックス線その他の放射線を照射する作業、放射性同位元素を取り扱う作業又はそれらの補助する業務に従事したとき	4,238 千円	日額300円
臨床検査手当	臨床検査技師、衛生検査技師	感染症の病原体等に汚染された検体を直接取り扱う業務や健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務等に従事したとき	3,118 千円	月額6,300円又は日額300円

感染症治療等 手当	医師、看護師等	感染症病棟において感染 症患者の診療、看護又は 汚染物件の処理作業に従 事したとき	21 千円	日額300円
新型コロナウイルス感 染症にかかる感染症治 療等手当の特 例	医師、看護師等	病院に勤務する職員が、 新型コロナウイルス感染 症の患者若しくはその疑 いのあるものの診療若し くは診療の補助又は新型 コロナウイルス感染症の 病原体の付着した物件若 しくは付着した疑いのある 物件の処理作業に従事し たとき。	千円	1日につき3,000円(患者等 の身体に接触して又は患者 等に長時間にわたり接して 行う作業又は業務に従事 した場合にあっては、4,000 円)
病院夜間看護 手当	看護師、助産師	正規の勤務時間による勤 務の一部又は全部が深夜 において行われる看護等 の業務に従事したとき	150,691 千円	勤務1回につき 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2時間～4時間 2,900円 2時間未満 2,000円
回転翼航空機 搭乗手当	ドクターヘリに搭乗する職員	ドクターヘリに搭乗して救 急の医療、患者の介助、 搬送等の業務に従事した とき	455 千円	搭乗時間1時間につき 1,900 円～
待機呼出手当	救急患者等対処のため自宅待 機する職員(医療二、医療三)	正規の勤務時間以外の時 間において、緊急の呼出 しにより出勤し、救急医療 等の業務に1時間以上従 事したとき	1,365 千円	勤務1回につき 1,620円
教務手当	病院局職員	病院事業管理者が指定 する学校において講師と して授業等に従事したとき	611 千円	勤務1回につき 当該学校と の協定で定める一回当たりの 負担金の額
診療看護師手 当	一般社団法人日本NP教育大学 院協議会が認定する診療看護 師	特定行為(保健師助産師 看護師法第37条の2第2 項第1号に規定する特定 行為をいう。)に従事したと き	1,800 千円	月額50,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R6年度決算)	1,085,256 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	956 千円
支給実績(R5年度決算)	1,000,875 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	650 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○
年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職
員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)で
あり、短時間勤務職員を含む。
3 平成19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している場合に支給されます。 配偶者 行政職給料表7級以下に 相当する職員 3,000円 行政職給料表8級以上に 相当する職員 支給しない 父母等 行政職給料表7級以下に 相当する職員 6,500円 行政職給料表8級に 相当する職員 3,500円 行政職給料表9級以上に 相当する職員 支給しない 子 11,500円 子が満16歳～22歳の加算 1人につき 5,000円	同じ	—	104,662 千円	253,111 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 150,000円 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	同じ	—	83,334 千円	107,875 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 最高27,000円	同じ	—	124,052 千円	315,053 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給 最高100,000円	同じ	—	2,580 千円	595,385 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 19,800円 扶養親族がない場合 世帯主 11,400円 その他 8,200円	同じ	—	80,499 千円	67,442 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時～午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数	同じ	—	95,473 千円	168,011 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 1日勤務の場合 医師 20,000円 臨床工学技士4,100円	同じ	—	105,344 千円	577,753 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 支給額=51,900円 ～137,700円	同じ	—	69,270 千円	981,389 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 最高12,000円	同じ	—	16,566 千円	488,409 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給 最高310,000円	同じ	—	510,174 千円	3,183,610 円